

令和2年5月19日 庁議資料
教 育 推 進 部

臨時休校期間中の学習支援について

1 学習支援について

- (1)教科書やドリル、プリント等の活用
- (2)e ライブラリーアドバンスの活用
- (3)テレビ放送やオンライン教材等の活用
- (4)ホームページからの情報発信

①学校ごとの発信

管理職や各主任、担任などが、児童・生徒にメッセージを送る短時間のもの。

②教科等にかかる発信

小学校は、各校が分担して共通の内容を作成。中学校は、学校ごとに作成。

(5)同時双方向型のオンライン指導

①生活指導・生活習慣にかかるもの

指導する曜日及び時刻を決め、教師からの呼びかけや指導、児童・生徒との情報交換等を行う。

②学習にかかるもの

教科書や各種教材、動画等を活用し、新年度の学習内容又は前年度の未履修内容を指導する。

2 ICT機器の貸出について

(1)目的

ICT機器(タブレット端末、モバイル Wi-Fi)の貸出を行い、臨時休校期間中、希望する全ての児童・生徒が自宅学習等にインターネットを活用できるようにする。

(2)貸出対象

区立小・中学校の児童・生徒。ただし、スマホやタブレット等によるインターネットへの接続環境がない家庭に限る。

3 幼児・児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア

- (1)臨時休校に伴い、自宅等で過ごす幼児・児童・生徒やその保護者と電話・訪問等により連絡を取り、幼児・児童・生徒の心身の状況や学習状況等を把握している。
- (2)配慮を要する幼児・児童・生徒については、変化を捉えにくい傾向があることを踏まえ、健康状況や日常生活の様子を聞き取るなどし、必要に応じて関係機関と連携して対応している。